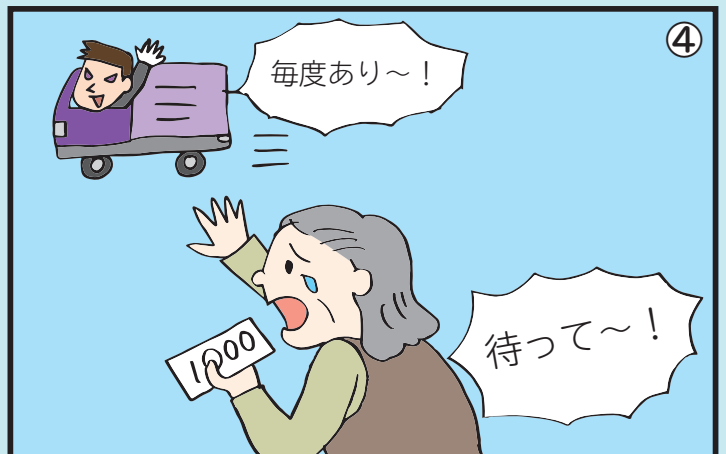
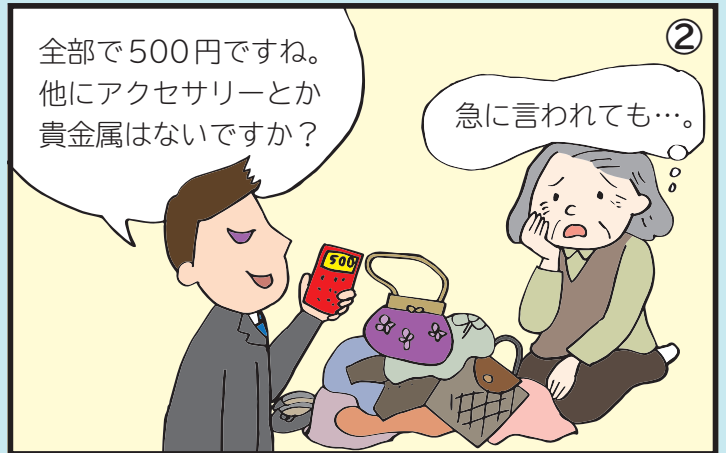
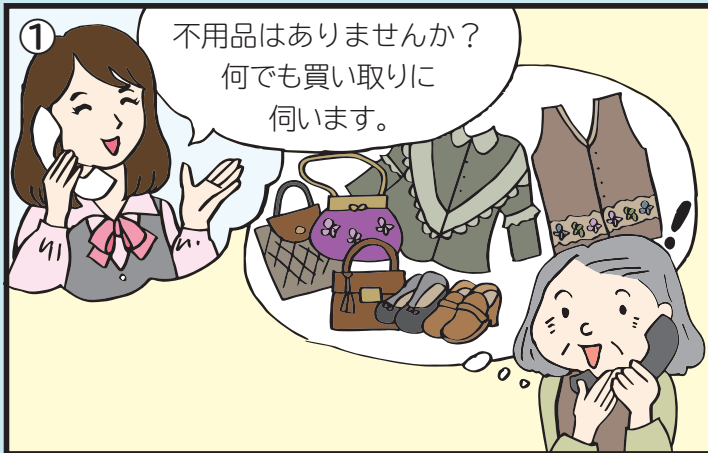


『押し買い』 注意報発令中!



「不用品買い取ります」とやって来て…



消費者宅を訪問して、事業者が不用品等を買取るという取引形態を
「訪問購入」といいます。

消費者が困惑しているにもかかわらず、強引に貴金属等を買取っていく
悪質な訪問購入(押し売りならぬ『押し買い』)によるトラブルが増えています。

他にも
こんな事例が

- 突然訪ねてきた買い取り業者に指輪やネックレスを売ってしまった。返してほしいが連絡先が分からない。

- 貴金属も買い取るという話に乗せられ、ネックレス等売ってしまった。すぐにクーリング・オフを申し出たが紛失したと言われた。

- 本の買い取りを依頼した業者に貴金属はないのかと言われ指輪を見せた。売るつもりはなかったが、業者が帰った後、その指輪が見当たらない。

不用品等の買い取りを依頼するときは慎重に

訪問購入は、特定商取引法による規制の対象です。ルールがあります → 裏面へつづく

訪問購入の主なルール ～特定商取引法～

その1

突然の訪問で不用品等を買収すると勧誘することや、事前に消費者が査定や買い取りを依頼した物品以外についての勧誘は禁止されています。



その2

契約時には事業者の連絡先、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフに関する事項等について記載された書面の交付が義務づけられています。



その3

その2の書面を受け取ってから8日間は無条件で契約を解除(クーリング・オフ)できます。その期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。



トラブルを防ぐために

- 突然訪問してきた買い取り業者は家に入れないようにしましょう。
- 買い取ってもらうつもりがない貴金属等の売却を迫られたらきっぱり断りましょう。貴金属等はむやみに見せないように。
- 売却後も8日間(クーリング・オフ期間中)は物品を引き渡さないほうがよいでしょう。
- 不審な勧誘や、不本意な契約など、少しでも疑問を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

注意

自動車(2輪のものを除く)、家電(携行が容易なものは除く)、家具、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券等、物品によっては特定商取引法が適用されません。



消費生活センターは、
地方自治体が運営する消費生活に
関する相談窓口です。

消費者ホットライン **188**
(3桁の電話番号)

最寄りの相談窓口に電話がつながります。

お住まいの自治体の相談窓口は…